

丸栄製作所 行動計画

- 社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年 4月 1日～令和7年 3月31日までの 2年間

2 内容

目標Ⅰ 仕事と家庭の両立を図るため、臨時的な特別の事情(年間6回の特別条項)で60時間以上/月残業する場合であっても、人数は全社員の5%以下にする。

<対策>

- 令和5年 6月～自社の現状の把握、検討開始
- 令和5年10月～制度導入の準備

目標Ⅱ 5%以下の目標の周知を図り、働きやすい職場環境をつくる。

<対策>

- 令和6年 1月～制度に関するリーフレットの作成・配布・掲示の実施